

## 期中の評価個表

|         |                   |        |                |
|---------|-------------------|--------|----------------|
| 事業名     | 水源林造成事業           | 事業計画期間 | H7～H87（最長80年間） |
| 事業実施地区名 | 九州整備局<br>平成7年度契約地 | 事業実施主体 | 独立行政法人緑資源機構    |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要・目的                       | 民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 110件、植栽面積 1,187ha。                                                                                                                                                |
| ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等       | 費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。<br><div style="display: flex; justify-content: flex-end;"> <div style="text-align: right;">           総便益（B） 16,953 百万円<br/>           総費用（C） 5,914 百万円<br/>           分析結果（B／C） 2.87         </div> </div>           |
| ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | 関係市町村における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお1万9千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。<br>また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。                                                                                             |
| ③ 事業の進捗状況                      | 具体的な保育実施状況は、下刈の平均実施回数が6.8回となっており、現在、下刈を毎年度実施中である。<br>適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。                                                                                                               |
| ④ 関連事業の整備状況                    | 当該契約面積のうち、38%が筑後川水系松原ダム、一ツ瀬川水系一ツ瀬ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、47%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。                                                                                                                                                         |
| ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向           | 周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。                                                                                                                                                                                      |
| ⑥ 事業コスト縮減等の可能性                 | 今後、下刈の実施に当たっては、良好な生育が見込めない区域等を除外し、除伐の実施に当たっては、適期実施に努めるとともに、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。                                                                                         |
| ⑦ 代替案の実現可能性                    | 該当なし。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第三者委員会の意見                      | 森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。                                                                                                                                                                      |
| 評価結果及び事業の実施方針                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> 事業の実施方針<br>事業を <u>継続</u> する。 |